

株式会社北陸銀行が実施する 北海広葉木材株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社北陸銀行が実施する北海広葉木材株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2026 年 3 月 31 日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

北海広葉木材株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社北陸銀行

評価者：株式会社道銀地域総合研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社北陸銀行（「北陸銀行」）が北海広葉木材株式会社（「北海広葉木材」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社道銀地域総合研究所（「道銀地域総合研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。北陸銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、一般財団法人北陸経済研究所・道銀地域総合研究所・株式会社浜銀総合研究所・株式会社北海道銀行サステナビリティ推進室と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、北陸銀行及び道銀地域総合研究所にそれを提示している。なお、北陸銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

北陸銀行及び道銀地域総合研究所は、本ファイナンスを通じ、北海広葉木材の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、北海広葉木材がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

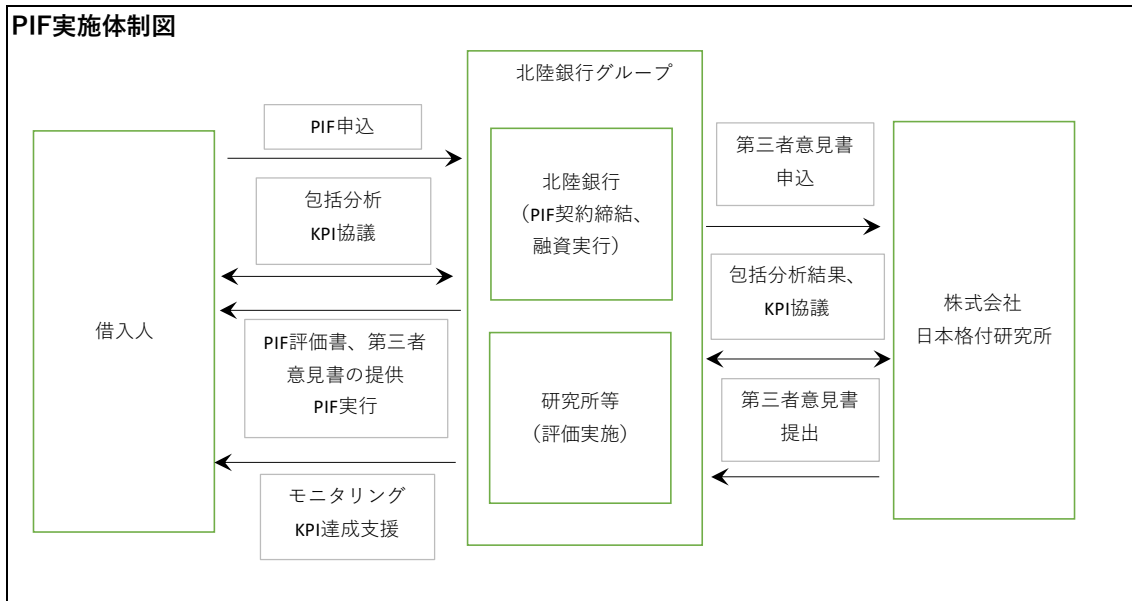
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、北陸銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 北陸銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



※研究所等：北陸経済研究所・道銀地域総合研究所・浜銀総合研究所・北陸銀行サステナビリティ推進グループ・北海道銀行サステナビリティ推進室

(出所：北陸銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、北陸銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、北陸銀行からの委託を受けて、道銀地域総合研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て道銀地域総合研究所が作成した評価書を通して北陸銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、道銀地域総合研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である北海広葉木材から貸付人である北陸銀行及び評価者である道銀地域総合研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンス



JCR Sustainable
PIF for SMEs

の基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

稲村 友彦

稲村 友彦



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) 外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：【北海広葉木材株式会社】

評価実施機関： 株式会社道銀地域総合研究所

株式会社 道銀地域総合研究所
DOGIN REGIONAL RESEARCH INSTITUTE Co., Ltd.

道銀地域総合研究所は、「国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）」が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則（PIF 原則）」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク（モデル・フレームワーク）」に適合するように、また ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合するように、北海広葉木材株式会社（以下、北海広葉木材）の包括的なインパクト分析を行った。

北陸銀行は、本評価書で特定されたポジティブ・インパクトの向上とネガティブ・インパクトの低減に向けた取組みを支援するため、北海広葉木材に対し、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る借入金の概要

借入人の名称	北海広葉木材株式会社
借入金の金額	80 百万円
借入金の資金用途	運転資金
モニタリング期間 （返済期限）	5 年 （2031 年 3 月 31 日）

1. 北海広葉木材株式会社の事業概要

（1）会社概要

企業名	北海広葉木材株式会社	
従業員数	25 人（2025 年 12 月末現在）	
売上高	1,962 百万円（2025 年 3 月期）	
所在地	本社	北海道札幌市白石区東札幌三条 1 丁目 2-22 2 階
	新川物流センター	北海道札幌市北区新川 3 条 18 丁目 2
	帯広営業所	北海道帯広市緑ヶ丘二条通 3 丁目 8-12
主たる事業分野	建築資材販売業	
関連会社	旭建材株式会社	

(2) 主な沿革 (抜粋)

西暦年	月	主な内容
1961	4	広葉樹製材の販売を目的に会社設立
1966	8	南洋材製材の販売開始
1968	8	ラワン材、特殊合板、建材等の販売開始
1985	5	海外直輸入開始
2000	4	北米材・欧州材の販売開始
2006	1	新川物流センター新築
	9	本社新築
2021	12	「SDGs 宣言」を公表
2023	9	栗山町の「北海広葉木材の森」に植樹活動を実施

(3) 企業理念、経営方針等

経営理念	企業活動を通じ木材や木材製品の持つ「ぬくもり・やさしさ」をお伝えする	 代表取締役 寺江 伸一郎 氏 (写真出所) 北海広葉木材 HP
主な内容	私たちは企業活動を通じ木材や木材製品の持つ「ぬくもり・やさしさ」をお伝えすることを大切な使命だと考えています。そして同時に木材資源が有限であることも知らねばなりません。計画的な植林、植樹と伐採が木材資源の枯渇を防ぎ、CO2 削減の一助になります。	

(4) 各種認証の取得

① 主な許可資格

各種許可 資格一覧	一般建設業許可	北海道知事 (般-21) 石第 20330 号
	合法木材供給事業者認定	道木連第 231 号

(5) 主な業務内容

北海広葉木材は、エゾマツ・トドマツ等の北海道産針葉樹、南洋材（ラワン等）の製材やランバー・コア合板、繊維板、輸入合板、化粧合板等、新建材まで多種多様な建築・家具用資材を販売している。主要顧客は家具・建具業者、ハウスメーカー・工務店、木材建材販売店等で、素材選定から大量仕入れ・小口供給、きめ細かな配送まで一貫した卸売サービスを提供している。

近年成長したナラやカシ等の大径広葉樹の減少により希少材入手が困難化しているという深刻な課題に対応するため、国内外からの調達網を活かし代替材提案や安定供給を行うことで、納期遅延や材料不足による生産・施工の停滞といった顧客企業のリスク軽減を図っており、札幌本社、新川物流センター、帯広営業所を拠点に在庫管理と配送網を整備しているのが特徴である。

また、北海広葉木材のグループ会社である旭建材と役割を分担しながら事業を展開しており、北海広葉木材は主に商業施設や医療施設等の非住宅向け製材・建材、旭建材は主に住宅向け建築資材、住設機器を主力としている。

①取扱商品の変遷

北海道産の良質な広葉樹原木、製材は、家具や楽器、工芸品等の用材として北海道はもとより国内外でその品質が高く評価され、世界各地へと輸出された時期があった。その一方で、数百年という長い年月をかけて成長したナラ、カシの伐採により資源が枯渇したため、以前は北海道から輸出された広葉樹材は、現在では欧米産等の輸出品に切り替わっている。

資源的な背景により北海道産材の流通経路が大きく変わり、その利用法、加工法も工夫されるようになった結果、北海道産広葉樹に加えて、エゾマツ、トドマツ等の針葉樹材の利用拡大、インドネシア産やマレーシア産等の「ラワン」と称する南洋材、各種合板類、建材類等、取扱商品は多岐にわたるようになった。

図表 1 主な取扱商品（抜粋）



シナランバー



ラワンランバー



ファルカタランバー



シナ合板



ラワン合板



ファルカタ合板



針葉樹合板



MDF

（写真出所）北海広葉木材 HP

（６）内部環境・外部環境

①内部環境

北海広葉木材は北海道産広葉樹の販売を目的に 1961 年に設立以降、約半世紀以上にわたって北海道産材、国産材はもとより世界中から資材を輸入しており、多岐にわたる家具木工用資材、建築資材等を取り扱うことで、顧客ニーズに対応している。

１）環境にやさしい資材の販売

近年、環境配慮型資材としての注目を集める「ファルカタ材」は、DIY・工作材としての人気拡大に加えて、軽量性・加工性・白木の美しさが評価され、桐の代替材や使い捨て容器、家具・建材の芯材等、幅広い分野で需要が高まっている。ファルカタはマメ科の植物で、成長速度が早いという特徴があり（通常 5～7 年ほどで伐採）、主に東南アジアを中心に植林されている。

ファルカタは成長の段階で二酸化炭素の吸収が早く、吸収する二酸化炭素の量は通常の木と比べ 約 3 倍の吸収率があるといわれている。伐採後、新たに植林することでさらなる二酸化炭素の削減に寄与する。また、通常の木材は焼却処分されるが、ファルカタ材は土に還りやすい性質であるため、埋め立て処分することで二酸化炭素排出削減にも貢献することが期待されている。他方、材質が柔らかく強度は比較的弱いため、重量が著しくかからない家具の下地等に使用されるほか、硬い木材の単板とミックスして貼り合わせて、ラワン合板のように建築下地・建材下地・家具下地での使用も進んでいる。

北海広葉木材は 2021 年 12 月に「SDGs 宣言」を策定、地球温暖化防止のために、二酸化炭素の排出削減、炭素の貯蔵、省エネルギーに有効な木材を活用する一環として、計画的な植林が可能な「ファルカタ材」製品の販売を掲げている。これらの取組みにより、同社のみならず取引先の脱炭素化に貢献していくことが期待されている。

主な原産地	インドネシア、パプアニューギニア、ソロモン諸島、フィリピン、マレーシアなど	 写真：ファルカタの木 （写真出所）木材博物館 HP
主な用途	・収納材、家具用芯材、引出の側板、箱材、梱包用材等の原材料 ・合板、集成材	

【ポイント】

- ・世界中から資材を輸入しており、多岐にわたる家具木工用資材、建築資材等を取り扱うことで、顧客ニーズに対応している。
- ・「ファルカタ」は、成長が早く、二酸化炭素の吸収率も高く、近年、環境配慮型資材として注目を集めている。
- ・北海広葉木材は 2021 年 12 月に「SDGs 宣言」を策定、同宣言の中で「ファルカタ材」製品の販売を掲げており、同社のみならず取引先の脱炭素化に貢献していくことが期待されている。

②外部環境

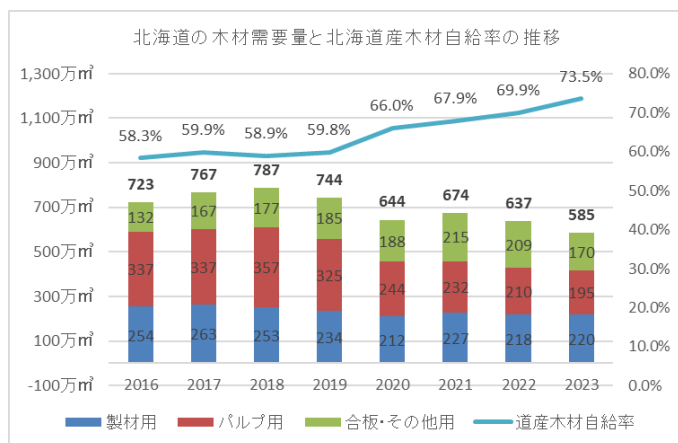
1) 北海道の林業・木材産業の現状

北海道の林業は、全国の約 22%を占める豊富な森林資源があり、トドマツやカラマツが主要樹種である。林業産出額は全国的に上位に位置し、地域経済を支える重要な産業となっている。近年は人工林の蓄積が増加傾向にあり、伐採適齢期を迎える一方で、林業においては人手不足が大きな課題となっている。

北海道内における 2023 年度の木材需要は、合板等用が増加した一方で、製材用やパルプ用が減少し、総需要量は 585 万㎡であった。需要量の用途別割合は、製材用が 37.6%を占め、次いでパルプ用が 33.3%、合板等用が 29.1%となっている。また、北海道道産木材自給率は、道産材供給量よりも輸入材供給量の減少割合が大きかったことから、前年度より 3.6 ポイント上昇し、73.5%であった。

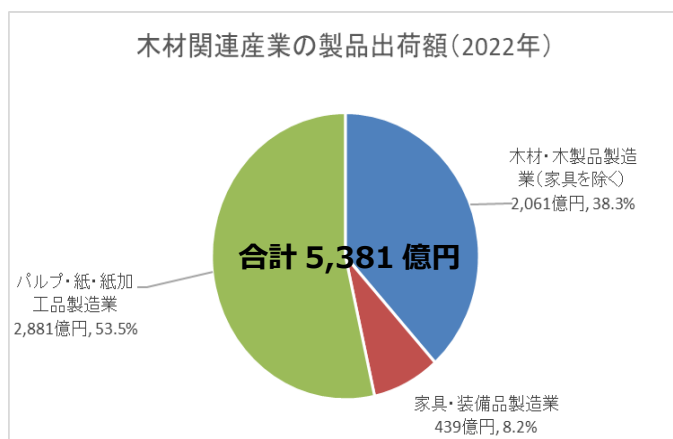
全国一の森林資源を有する北海道においては、2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する取組みを図っている。

図表 2 北海道の木材需要量と北海道産木材自給率の推移



(出所) 北海道水産林務部「北海道木材需給実績」

図表 3 木材関連産業の製品出荷額(2022 年)



(出所) 北海道データブック 2025

2) 建設・建築業界の脱炭素化

令和 3 年 10 月に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（通称：都市（まち）の木造化推進法）」が施行され、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大した。政府一体となり、地方公共団体や関係団体等と連携し、建築物における木材の利用促進への取組みを図っていく。

このような背景の下、都市の木造化の一環として、中高層建築物への木材導入、耐火・耐震技術開発（CLT、ハイブリッド材等）の実用化が進展するなど、業界としても脱炭素と持続可能な社会構築に貢献する木造・木質建築の普及を加速させている。なお、建築建材としての木材には一長一短があり、燃えやすい、耐震性や遮音性が低いといった弱点がある一方、炭素排出量が低い、重量が軽いといった強みがある。

3) 業界全体で取組む脱炭素

近年、持続可能な社会に向けて、業界全体として環境・人権等の課題解決を主導し、その責任を果たすことが求められており、企業単体ではなく、サプライチェーン全体で実施することが世界的な標準となっており、持続可能な経営がビジネスの基盤となる傾向にある。

大手ゼネコンの「脱炭素調達ガイドライン（サステナブル調達ガイドライン）」は、建設現場で排出される温室効果ガスをサプライチェーン全体（サプライヤー、専門工事業者、資材メーカー）で削減するためのものであり、大手ゼネコンがScope3（供給網の排出）を削減するための取引先や下請企業への要求事項である。とりわけ、二酸化炭素排出量の見える化、低炭素資材の採用、建設現場での省エネ・再エネの取組み、産業廃棄物の削減と再資源化などが求められる。さらに、サプライチェーン全体（Scope3）の二酸化炭素排出量の開示が、東証プライム上場企業に対して順次義務化されるため、ゼネコンからサプライヤーへの要求は一段と厳しくなると予測される。

今後、業界全体において、価格や技術、品質だけではなく、環境面も取引における重要な評価指数となることから、大手ゼネコンのみならず、取引先や下請企業である中小企業においても脱炭素に向けた取組みは必須となる。

図表 4 大手ゼネコンにおける脱炭素の取組み事例（抜粋）

清水建設	建設事業における二酸化炭素排出量削減率（2023 年度比）12%以上削減
鹿島建設	2023 年 3 月に Science Based Targets（以下、SBT）の認定を取得 ・スコープ 1+2：2030 年度 42%削減（2021 年度比） ・スコープ 3：2030 年度 25%削減（2021 年度比）
大林組	2022 年に SBT 認定を取得 ・スコープ 1+2：2030 年度 46.2%削減（2019 年度比） ・スコープ 3：2030 年度 27.5%削減（2019 年度比）
西松建設	2030 年度目標(2020 年度比) ・スコープ 1+2：54.8%削減 ・スコープ 3 / カテゴリー 11（販売した製品の使用）：27%削減

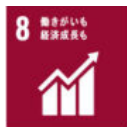
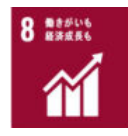
（出所）ボストン・コンサルティング・グループ

【ポイント】
・北海道の林業は、地域経済を支える重要な産業であり、カーボンニュートラル実現に向けて貢献することが期待されている。
・法律の施行を背景に、建設・建築業界の脱炭素に向けた取組みは推進されている。
・脱炭素に向けた取組は、企業単体ではなく、サプライチェーン全体で実施することが世界的な標準となっている。

(7) SDGsへの理解と取組み

①「SDGs 宣言」の策定

北海広葉木材、2021 年 12 月に「SDGs 宣言」を策定し、持続可能な社会の実現に向けて、環境配慮型経営の実践を行うなど、積極的に各種取組を図っている。宣言の主な内容は以下のとおり。

SDGs の達成に向けた取組テーマ	具体的な取組内容	該当する SDGs の目標
「人と地球に優しい木とともに」 地球温暖化防止のために、二酸化炭素(CO2)の排出削減、炭素の貯蔵、省エネルギーに有効な木材を活用します。環境に配慮した木材を提供し、人と地球に優しい木とともに成長していきます。	・国産木材の積極的な利用 ・計画的な植林が可能な「ファルカタ材」製品の販売 ・違法伐採対策への取組 ・ペーパーレス化、照明の LED 化などの省エネ推進 ・ハイブリッド車、電気自動車導入への取組	    
「地域社会への貢献」 道産材の活用、地元人材の積極採用、地域イベントへの参加などを通じて、地域社会に貢献していきます。	・道産材の活用 ・高齢者の延長雇用、再雇用制度 ・地元人材の積極的な採用 ・地域のスポーツイベントへの参加 ・地域社会福祉事業への寄付	    
「働きやすい職場づくり」 休暇・勤務制度の充実などワークライフバランスの取り組みを推進するとともに、礼儀正しく、活力のある、楽しい会社を目指していきます。	・定期健康診断の実施 ・シフト勤務制度の利用推奨 ・育児休業制度、短時間勤務制度 ・積極的な女性管理職の登用	   
「お客様に信頼される会社」 誠意、知恵、やる気を創業の精神とし、お客様を大切にし、お客様に信頼される会社を目指していきます。	・法令遵守の徹底 ・飲酒運転に関する研修、アルコール検知器導入への取組 ・SDGs 活動に対する評価体制の整備 ・コンプライアンスの方針、管理手順などの体制整備	   

(出所) 北海広葉木材

2.【北海広葉木材】の包括的分析

セグメント、エリア及びサプライチェーンの観点から、インパクトを生み出す要因を包括的に検討した。

(1) 業種別インパクトの状況

PIF 原則及びモデル・フレームワークに基づき、道銀地域総合研究所が定めるインパクト評価の手続きを実施した。まず、北海広葉木材の事業については、国際標準産業分類における「建設資材、金物、給排水設備および暖房器具および消耗品の卸売業」に整理した。事業別の UNEP FI の分析ツールによるポジティブ、ネガティブなインパクトエリアの判定結果は、以下の通り。各インパクトエリア内で該当したインパクトトピックの内訳は、別表 1 のとおり。

《産業分類別及び全体の特定したインパクトの一覧》

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	全事業	
		ポジティブ	ネガティブ
社会	健康および安全性		●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	●	
	生計	●	●
社会経済	健全な経済	●	
	インフラ	●	
環境	気候の安定性		●
	生物多様性と生態系		●
	サーキュラリティ		●

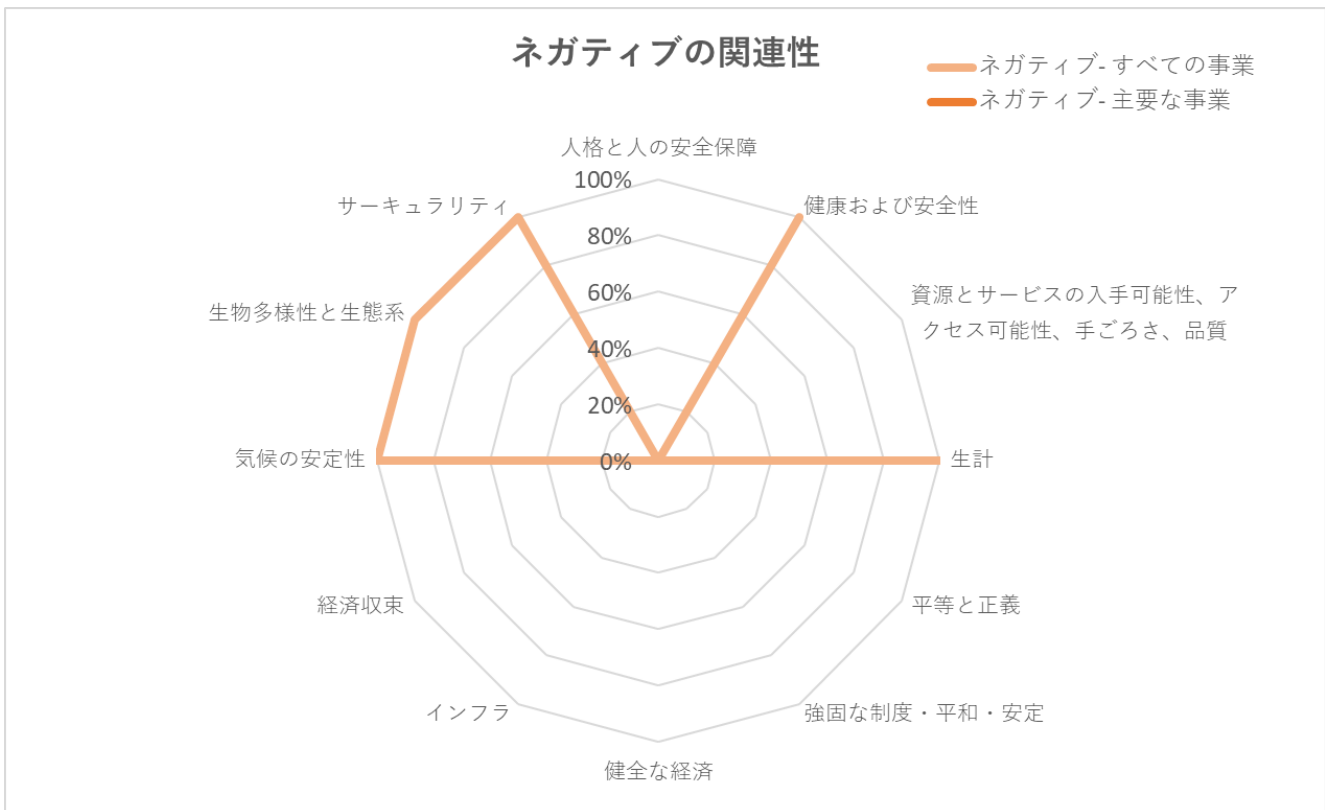
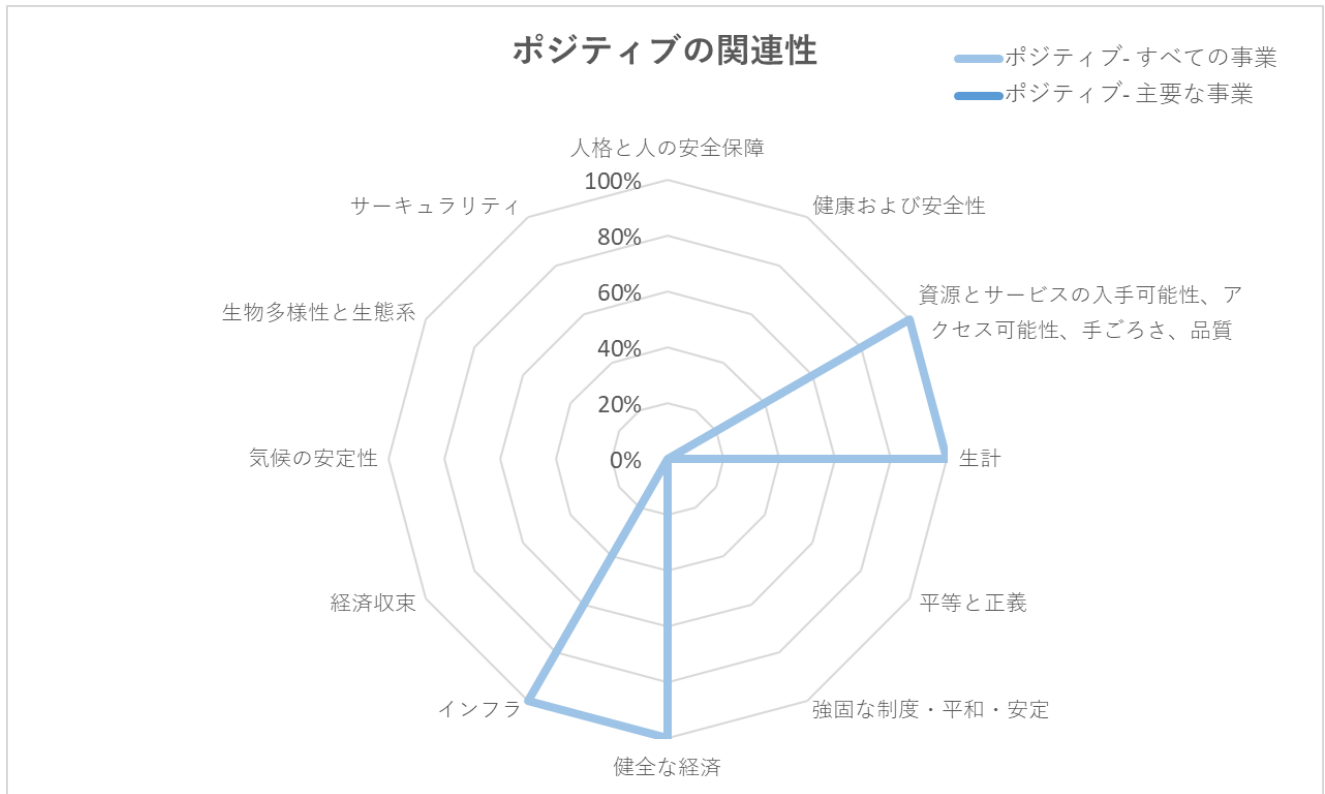
(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

《別表 1》

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	4663 建設資材、金物、給排水設備および暖房器具および消耗品の卸売業	
			ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障	紛争		
		現代奴隷		
		児童労働		
		データプライバシー		
		自然災害		
	健康および安全性	ー		●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水		
		食料		
		エネルギー	●	
		住居	●	
		健康と衛生	●	
		教育		
		移動手段		
		情報		
		コネクティビティ		
		文化と伝統		
		ファイナンス		
	生計	雇用	●	
		賃金	●	
		社会的保護		●
	平等と正義	ジェンダー平等		
		民族・人種平等		
		年齢差別		
		その他の社会的弱者		
社会経済	強固な制度・平和・安定	法の支配		
		市民的自由		
	健全な経済	セクターの多様性		
		零細・中小企業の繁栄	●	
	インフラ	ー	●	
環境	経済収束	ー		
	気候の安定性	ー		●
		生物多様性と生態系		●
	生物多様性と生態系	水域		●
		大気		●
		土壌		
		生物種		●
		生息地		●
	サーキュラリティ	資源強度		
		廃棄物		●

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

<全体のデフォルトインパクトレーダー>



これらの集約結果、及び北海広葉木材の個別要因を加味した修正結果は、以下のとおり。また、インパクトピック単位での修正内容は別表 2 のとおり。

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	全事業	
		ポジティブ	ネガティブ
社会	健康および安全性		●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	●	
	生計	●	●
	平等と正義		
社会経済	健全な経済	●	
	インフラ	●	
環境	気候の安定性		●
	生物多様性と生態系		●
	サーキュラリティ		●



全事業	
ポジティブ	ネガティブ
	●
●	
●	●
	●
●	
●	●
●	●
	●

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

まず、UNEP FI が定めたインパクト評価ツールを用い、ポジティブ・インパクトが発現するインパクトエリア／トピックとして、「エネルギー」、「住居」、「健康と衛生」、「雇用」、「賃金」、「零細・中小企業の繁栄」、「インフラ」を確認した。

一方、ネガティブ・インパクトが発現するインパクトエリア／トピックとして、「健康および安全性」、「社会的保護」、「気候の安定性」、「水域」、「大気」、「生物種」、「生息地」、「廃棄物」を確認した。なお、標準値からの追加・削除したインパクトエリア／トピックは以下のとおり。

		インパクト カテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	追加・削除した理由
追加項目	ポジティブ・ インパクト	社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	教育	資格取得の支援や人材育成の積極的な推進を行っているため、ポジティブ・インパクトの対象に追加した。
		社会経済	気候の安定性	－	植樹を通じて CO2 の吸収や動植物の生態系保全や土壌の安定に寄与しているため、ポジティブ・インパクトの対象に追加した。
		環境	生物多様性と生態系	土壌	
				生物種	
	ネガティブ・ インパクト	社会	平等と正義	ジェンダー平等	ダイバーシティ等の取組みを通じて不平等の是正を行っているため、ネガティブ・インパクトの対象に追加した。
				年齢差別	
		環境	サーキュラリティ	資源強度	梱包段ボールの再利用などを通じて再資源化を推進しているため、ネガティブ・インパクトの対象に追加した。
削除項目	ポジティブ・ インパクト	社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	エネルギー	エネルギーへのアクセスをサポートする事業を実施していないことから、ポジティブ・インパクトの対象から削除した。
		社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	健康と衛生	同社の事業においては、衛生環境のサポートへの貢献度は限定的であるため、ポジティブ・インパクトの対象から削除した。
		社会経済	インフラ	－	インフラ建設に直接関わる事業を行っていないため、ポジティブ・インパクトの対象から削除した。
	ネガティブ・ インパクト	環境	生物多様性と生態系	水域	製品輸送において、生物多様性や生態系への悪影響や水質汚染等の可能性は低いことから、ネガティブ・インパクトの対象から削除した。
				生物種	
				生息地	

《別表 2》

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	全事業		全事業	
			ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障	紛争				
		現代奴隷				
		児童労働				
		データプライバシー				
		自然災害				
	健康および安全性	ー		●		●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水				
		食料				
		エネルギー	●			
		住居	●		●	
		健康と衛生	●			
		教育			●	
		移動手段				
		情報				
		コネクティビティ				
		文化と伝統				
		ファイナンス				
	生計	雇用	●		●	
		賃金	●		●	
		社会的保護		●		●
	平等と正義	ジェンダー平等				●
		民族・人種平等				●
		年齢差別				●
		その他の社会的弱者				
社会経済	強固な制度・平和・安定	法の支配				
		市民的自由				
	健全な経済	セクターの多様性				
	インフラ	零細・中小企業の繁栄	●		●	
	経済収束	ー	●			
環境	気候の安定性	ー		●	●	●
	生物多様性と生態系	水域		●		●
		大気		●		●
		土壌		●		●
		生物種		●		●
		生息地		●		●
	サーキュラリティ	資源強度		●		●
		廃棄物		●		●

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

3. インパクトに係る戦略的意図やコミットメント

インパクトテーマと、PIF 原則及びモデル・フレームワークにより、特定したインパクトエリアまたはトピックの関連は、以下のとおり。

	インパクトテーマ	特定したインパクトエリア	特定したインパクトトピック
I	環境配慮及び経済力向上に向けた取組み	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	住居
		健全な経済	零細・中小企業の繁栄
		気候の安定性	－
		生物多様性と生態系	大気、土壌、生物種、生息地
		サーキュラリティ	資源強度、廃棄物
II	働きやすい職場づくりに向けた取組み	健康および安全性	－
		生計	雇用、賃金、社会的保護
		平等と正義	ジェンダー平等、年齢差別
III	人材育成の強化・労働生産性向上に向けた各種取組み	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	教育
		生計	賃金、社会的保護

4. 北海広葉木材に係る本ポジティブ・インパクト・ファイナンスにおける KPI の決定

特定したポジティブ・インパクト（以下、PI）とネガティブ・インパクト（以下、NI）の内容を記載する。

（1）環境配慮及び経済力向上に向けた取組み

項目	内容		
インパクトの種類	PI の向上、NI の低減		
インパクト エリア/トピック	PI： 〈住居〉、〈零細・中小企業の繁栄〉、〈気候の安定性〉、〈土壌〉、〈生物種〉、 〈生息地〉 NI： 〈気候の安定性〉、〈大気〉、〈資源強度〉、〈廃棄物〉		
影響を与える SDGs の目標	 8 働きがいも 経済成長も  9 産業と技術革新の 基盤をつくろう  11 住み続けられる まちづくりを  12 つくる責任 つかう責任  13 気候変動に 具体的な対策を		
内容・対応方針	環境配慮に向けた各種施策の実行		
毎年モニタリングする 目標と KPI	【目標】 ・自社事業における環境配慮に向けた取組みの促進		
	【KPI】 ・2030 年 3 月末までに植樹累計 4,000 株を実施 ・GHG 排出量削減及び大気汚染対策への取組み		
	取組項目	実績（2025 年 3 月末）	目標（2030 年 3 月末）
	ハイブリッド車の導入	0 台	9 台
	太陽光パネルの設置	24 枚	50%増
	GHG排出量の削減	190.3t／年度	10%減
毎年モニタリングする 目標と KPI	・経済力の向上を通じた環境への取組み		
	項目	実績（2024 年度）	目標（2029 年度）
	売上高	1,962百万円	2,500百万円
	うちファルカタ材	104 百万円	160 百万円
	うち北海道産木材	13 百万円	26 百万円
	※設定した KPI のうち目標年度に達したものについては、再度の目標設定等を検討		

① 森林資源育成の取組み（PI：〈気候の安定性〉、〈土壌〉、〈生物種〉、〈生息地〉）

北海広葉木材では 2023 年より北海道が主導する「ほっかいどう企業の森林づくり」を通じて、北海道栗山町や地域企業と協定を結び、「北海広葉木材の森」を設け、植樹や森林整備活動を実施している。成長に伴い樹木は CO₂ を吸収し、根系の発達や落葉によって土砂流出防止や土壌の肥沃化に大きく貢献することに加え、森林形成は多様な生命を育み、健全な生態系を支えていく。今後も栗山町における植樹を継続することで、持続可能な森林資源の育成と地域社会への貢献を強化していく。

ア. 植樹による森林資源育成

実績（2025 年 3 月末累計）	目標（2030 年 3 月末累計）
2,000 株	4,000 株

②GHG排出量削減及び大気汚染対策への取組み（NI：〈気候の安定性〉、〈大気〉、〈資源強度〉）

国土交通省においては、二酸化炭素（CO₂）排出量について、2020 年度実績で産業部門が約37%を占めていることを鑑み、これまで燃費性能の向上による省CO₂ 化やICT 施工による作業効率の向上を進めているところである。

このような背景を踏まえて、北海広葉木材においても自社における温室効果ガス（GHG）排出量を測定し、自社倉庫事務所への太陽光パネルの設置などの取組みを実施した。今後、継続して太陽光パネルの設置を進めるとともにハイブリッド車も積極的に導入し、CO₂のほか粒子状物質（PM）や窒素酸化物（NO_x）の削減などに取組む。

ア. 低公害車（一般車両）の保有実績・導入目標

	保有台数	うちガソリン車	うちハイブリッド車	うち電気自動車
実績 (2025 年 3 月末)	18 台	18 台	-	-
目標 (2030 年 3 月末)	18 台	9 台	9 台	-

イ. 太陽光パネル設置実績・導入目標

実績（2025 年 3 月末累計）	目標（2030 年 3 月末累計）
設置数 24 枚	2025 年 3 月末と比較して 50%増加

ウ. 低公害車や太陽光パネルの導入による二酸化炭素排出量の削減目標

実績（2024 年度）	目標（2029 年度）
GHG 排出量 190.3 t / 年度 (スコープ 1 : 144.9t、スコープ 2 : 45.4t)	2024 年度と比較して 10%削減

③経済力の向上を通じた環境への取組み

（PI:〈住居〉、〈零細・中小企業の繁栄〉、NI:〈気候の安定性〉、〈資源強度〉、〈廃棄物〉）

北海広葉木材は、木材製品の供給を通じて、家具や住宅など地域住民の豊かな住環境づくりを支えている。木材は貯蔵した炭素を長期で固定化すること、製造過程で大量の CO₂ を排出する鉄鋼やコンクリート等と比べ、製造過程の排出 CO₂ が少ないことから、同社が事業規模を拡大し、木材製品の流通量を増やすことは、社会全体の CO₂ 削減へ繋がる。

併せて、同社は「合法木材供給事業者」の認定に基づき、調達資材の合法性証明を徹底している。輸入木材においても、現地で合法的に伐採されたことが証明された資材のみを取り扱うことで、サプライチェーンからの違法伐採材の排除を推進している。さらに 2026 年に「クリーンウッド法」に基づく事業者登録を予定しており、流通の透明性確保と持続可能な資源循環を強力に牽引していく。

また、事業拡大に伴い流通量が増加していく中においても、物流工程における資源の有効活用を推進している。具体的には、再利用に理解を示した販売先より段ボールを回収し、社内での梱包材として再活用することで、廃棄物の発生抑制と環境負荷の低減を両立させている。

今後は、成長が早く CO₂ の吸収能力に優れたファルカタ材等のブランド化と販路拡大を推進し、事業規模拡大と脱炭素社会への貢献を両輪で推進していく。

さらに北海道産木材の活用にも注力しており、地元の林業・木材産業の中小企業からの調達を拡大することで、地域経済の活性化とサプライチェーン全体の繁栄に寄与している。今後も北海道産木材を積極的に利用し、地産地消を推進していくことで地域資源の循環と持続可能な産業基盤の安定化へ貢献していく。

ア. 事業規模拡大へ向けた目標

項目	実績（2024 年度）	目標（2029 年度）
売上高の増加	1,962 百万円	2,500 百万円
うち ファルカタ材（合板及びランバー計）	104 百万円	160 百万円
うち 北海道産木材	13 百万円	26 百万円

(2) 働きやすい職場づくりに向けた取り組み

項目	内容												
インパクトの種類	PI の向上、NI の低減												
インパクト エリア/トピック	PI: 〈雇用〉、〈賃金〉 NI: 〈健康および安全性〉、〈社会的保護〉、〈ジェンダー平等〉、〈年齢差別〉												
影響を与える SDGs の目標	3 すべての人に 健康と福祉を 4 質の高い教育を みんなに 5 ジェンダー平等を 実現しよう 8 働きがいも 経済成長も 10 人や国の不平等 をなくそう												
内容・対応方針	・ワークライフバランスの推進のほか従業員の労働安全衛生に対する取り組みの実施 ・賃金のベースアップの実施により、従業員のモチベーションの向上や採用面での優位性を高めていく ・多様な人材が働きやすい社内環境づくりの実践を通じて、性別や年齢等にかかわらず、従業員全員が差別なく働ける職場環境の確立												
毎年モニタリングする 目標と KPI	【目標】 ・有給休暇取得率の向上 ・平均月間残業時間の減少 ・賃金のベースアップの実施 ・労働災害事故の発生件数ゼロの継続 ・女性やシニア層など多様な従業員の増加 ・女性役職者割合の増加 【KPI】 ・2026 年以降、有給取得日数・残業時間において各種法令違反者ゼロ ・2030 年までに全社員平均有給休暇取得率向上(48.6%/2025 年→60%/2030 年) ・2030 年までに平均月間残業時間の減少（11 時間/2025 年→10 時間/2030 年) ・2029 年度の一人当たりの平均給与を 2024 年度から 15%アップ（継続雇用者に限る) ・労働災害発生件数ゼロを維持 ・多様な人材の採用 <table><tr><th>項目</th><th>実績（2025 年 12 月末）</th><th>目標（2030 年 12 月末）</th></tr><tr><td>女性従業員数</td><td>7 人</td><td>10 人</td></tr><tr><td>女性役職者割合</td><td>25%</td><td>33%</td></tr><tr><td>シニア層従業員数</td><td>5 人</td><td>8 人</td></tr></table>	項目	実績（2025 年 12 月末）	目標（2030 年 12 月末）	女性従業員数	7 人	10 人	女性役職者割合	25%	33%	シニア層従業員数	5 人	8 人
項目	実績（2025 年 12 月末）	目標（2030 年 12 月末）											
女性従業員数	7 人	10 人											
女性役職者割合	25%	33%											
シニア層従業員数	5 人	8 人											
	※設定した KPI のうち目標年度に達したものについては、再度の目標設定等を検討												

①ワークライフバランスの推進（NI：〈健康および安全性〉、〈社会的保護〉）

厚生労働省がこのほど公表した「令和 7 年就労条件総合調査の概況」によると、全国の年次有給休暇取得率の全業種平均が 66.9%である中、「卸売業・小売業」の有休取得率は 59.9%で平均を下回っている。また、残業時間（所定外労働時間）については、厚生労働省の「毎月勤労統計調査令和 6 年度分結果確報」にて、全国の全業種平均が 10.0 時間、「卸売業・小売業」は 7.1 時間との結果が出ている。

北海広葉木材では、2025 年末の平均有給休暇取得率は 48.6%、平均月間残業時間は 11 時間となっており、現状では、前述の全国平均を下回る水準である。ついては、労働基準法をはじめとする関係法令の遵守を徹底する方針とし、「全従業員が法定の年次有給休暇を確実に取得する」、「36 協定に定める上限を厳守し、違反者を一人も発生させないこと」を 2026 年末以降の目標とする。併せて繁忙期・閑散期を勘案しながら、取得実績のモニタリングや管理者・従業員への意識啓発を強化することで、2030 年末までに平均有給休暇取得率 60%以上、平均月間残業時間 10 時間以下を目指す。

なお、年次有給休暇は労働基準法 39 条に則り付与しているとともに、各種社会保険の完備や介護休業制度の整備など、関係法令を遵守した職場環境を整えている。

②賃金のベースアップの実施（PI：〈賃金〉）

北海広葉木材では担当業務の内容や資格の取得状況に応じた公平な人事考課を行い給与に反映させている。同社の従業員 1 人当たりの平均給与額は、毎月勤労統計調査地方調査（北海道分）2025 年 10 月平均給与（事業所規模 5 人以上）の産業別（卸売業・小売業）239,232 円を上回る水準である。今後については、2024 年度から 2029 年度までの継続雇用者一人当たりの平均給与を 2024 年度から 15%アップさせることで、従業員のモチベーションの向上や採用面での優位性を高めていく。

③労働環境改善や安全性向上に向けた取組み（NI：〈健康および安全性〉）

北海広葉木材では、労働環境改善や安全性向上に向けた各種取組みを積極的に行っており、安全で衛生的な職場環境の整備に取り組んでいる。直近では重篤な災害が 2024 年に 1 件発生しているが、安全教育や危険防止措置等の対策を講じ、今後の発生ゼロを目指している。

ア. 直近の労働災害発生状況および対策

年（年間）	発生件数	主な原因	対策
2025 年	0 件		安全意識向上のための安全教育を実施
2024 年	1 件	凍結路面における転倒	
2023 年	0 件		

④ダイバーシティの推進（PI：〈雇用〉NI：〈ジェンダー平等〉、〈年齢差別〉）

北海広葉木材では、多様な人材の活用を推進しており、性別や年齢等、従業員全員が差別のない環境で生き生きと働けるように職場づくりを進めている。女性やシニア層の雇用も推進し、従業員が安心して就労できる環境整備に向けた取組みを引き続き図っていく。

主な取組み項目	具体的な取組み内容
女性社員雇用の向上	時短勤務や時差出勤等の女性が働きやすい制度を推進
定年再雇用制度	本人意向により年齢を重ねても働き続けられる体制を確立

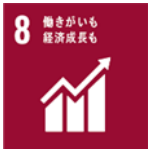
ア．従業員一覧(グループ全体 2025 年 12 月末現在)

全従業員数 25 人	男性	18 人	全従業員のうちパート従業員数	0 人
	女性	7 人	全従業員のうち 60 歳以上の従業員数	5 人

イ．女性活躍推進・ダイバーシティの推進に向けた目標

項目	実績 (2025 年 12 月末)	目標 (2030 年 12 月末)
女性従業員数	7 人	10 人
役職者における女性の割合	25% (総役職者 12 名のうち 3 名)	33% (総役職者 12 名のうち 4 名)
シニア層従業員数(60 歳以上)	5 人	8 人
全従業員数	25 人	28 人

(3) 人材育成の強化・労働生産性向上に向けた各種取り組み

項目	内容
インパクトの種類	PI の向上、NI の低減
インパクト エリア／カテゴリー	PI: 〈教育〉、〈賃金〉 NI: 〈社会的保護〉
影響を与える SDGs の目標	 
内容・対応方針	・労働生産性向上に向けた従業員の資格取得のサポート
毎年モニタリングする 目標と KPI	【目標】 ・人材育成の強化に注力するとともに、労働生産性向上に向けた取り組みの推進 【KPI】 ・2030 年末までに有資格者数の増加 (2025 年末／延べ 4 人→2030 年末／延べ 5 人)

①資格取得のサポート（PI：〈教育〉、〈賃金〉、NI：〈社会的保護〉）

従業員のスキルアップにつながる資格の取得については、その受験費や研修費等を会社負担しており、従業員の資格取得により業務の生産性向上を目指している。加えて有資格者に対しては資格手当を支給し、資格取得へのモチベーション向上と人材育成の強化を図っている。

ア. 主な資格者一覧(2024 年 12 月末現在)

資格名	人数
施工管理技士	4 人

イ. 有資格者※の状況

実績（2025 年末）	目標（2030 年末）
有資格者（施工管理技士） 4 人	有資格者（施工管理技士） 5 人

※ 有資格者 特定の業務を行うことができることを証明する資格や認定、免許等の保有者のこと

5. 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲

(1) 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲

北海広葉木材の事業活動は、SDGs の 17 の目標と 169 のターゲットに以下のように関連している。

①環境配慮及び経済力向上に向けた取組み

SDGs17 の目標	ターゲット	内容
 8 働きがいも経済成長も	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
 11 住み続けられるまちづくりを	11.6	2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
 12 つくる責任 つかう責任	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
 13 気候変動に具体的な対策を	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

期待されるターゲットの影響としては、環境負荷の低減に向けた各種施策及び経済力を高める各種施策を実行することで、二酸化炭素排出や廃棄物の削減や地域貢献に貢献する。

②働きやすい職場づくりに向けた取組み

SDGs17 の目標	ターゲット	内容
 3 すべての人に健康と福祉を	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
 4 質の高い教育をみんなに	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
 5 ジェンダー平等を實現しよう	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
 8 働きがいも経済成長も	8.5	2030 年までに、若者や障がい者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
 10 人や国の不平等をなくそう	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

期待されるターゲットの影響としては、賃金のベースアップ等による社員の待遇改善をはじめ、多様な人材が働きやすい社内環境づくりの実践を通じて、従業員全員が差別なく働ける職場環境の確立に寄与する。

③人材育成の強化・労働生産性向上に向けた各種取組み

SDGs17 の目標	ターゲット	内容
 4 質の高い教育をみんなに	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
 8 働きがいも経済成長も	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。

期待されるターゲットの影響としては、人材育成の強化に注力することを通じて、労働生産性向上に寄与する。

(2) 企業の所在地において認識される社会的課題・環境問題への貢献

環境省では、地域ぐるみで中堅・中小企業の脱炭素経営を支援する体制を構築すべく、「地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業」（以下、本事業）を推進している。令和7年度、札幌市が本事業の実施エリアに採択され、地域の各種団体と連携し、市内中小企業に対する支援体制構築に取り組んでいる。その一環として、北海広葉木材は本ポジティブ・インパクト・ファイナンスを活用した脱炭素経営支援のモデル事例に選出され、取組みのさらなる促進を図っている。

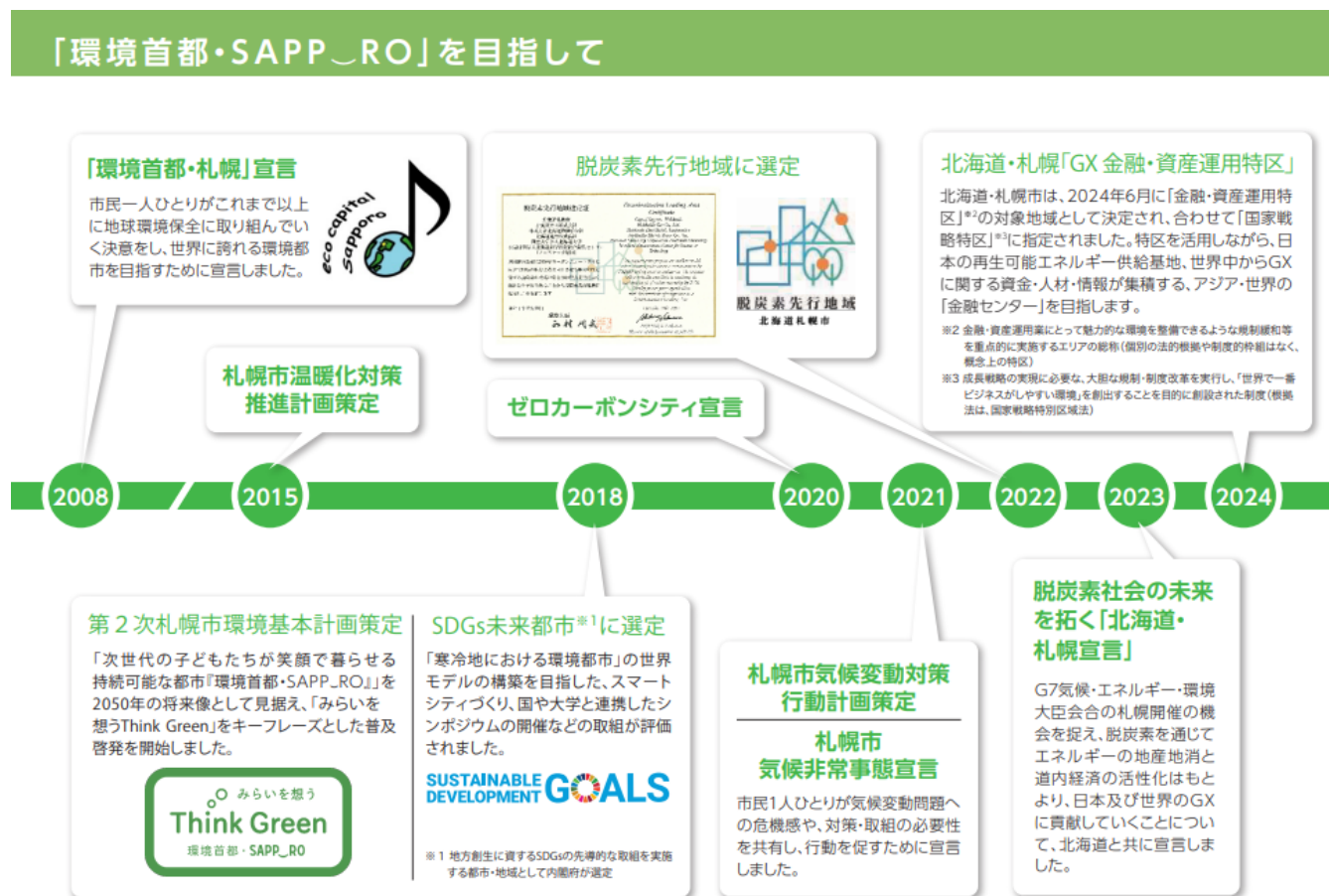
現在、札幌市では、将来像として「次世代の子どもたちが笑顔で暮らせる持続可能な都市『環境首都・SAPPORO』」（以下、「環境首都・SAPPORO」）を掲げ、環境保全と経済・社会の発展を両立させる多様な取組みを推進している。

2008年の洞爺湖サミット開催を契機に、市民一人ひとりが地球環境保全に主体的に取り組む決意を示すものとして、2008年に「環境首都・札幌」を宣言、10年後の2018年には「第2次札幌市環境基本計画」（以下、本計画）において、「環境首都・SAPPORO」を2050年に向けた札幌の環境の将来像として設定した。札幌市では近年の気候変動への危機感を共有し、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボン都市」の実現を目指しており、札幌市のみならず企業や市民と連携により各種環境施策を推進している。

以上の取組みにより、札幌市は都心の低炭素で持続可能なまちづくりなど、環境分野をはじめとしたSDGs達成に向けた各種取組が評価され、2018年6月に内閣府が初めて選定した全国29の「SDGs未来都市」のひとつに選定された。2024年度からは、CDP※を通じた環境情報の開示を開始し、「適応と緩和全体にわたり、先進的な取組を実施するとともに、野心的かつ現実的な目標を設定し、その目標達成に向けて進捗している」として、リーダーシップレベルである「A-」の評価を取得した。今後、札幌市は「寒冷地における環境都市」の世界モデルの構築を目指しており、企業の「SDGsの目標達成」や「ESG投資に対する評価向上」にも貢献していくことが期待されている。

※CDP:「カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト（Carbon Disclosure Project）」の略で、ESGの評価機関として2000年にイギリスで設立されたNGO組織、現在は「CDP」が正式名称。

図表5 「環境首都・SAPPORO」の実現に向けたロードマップ



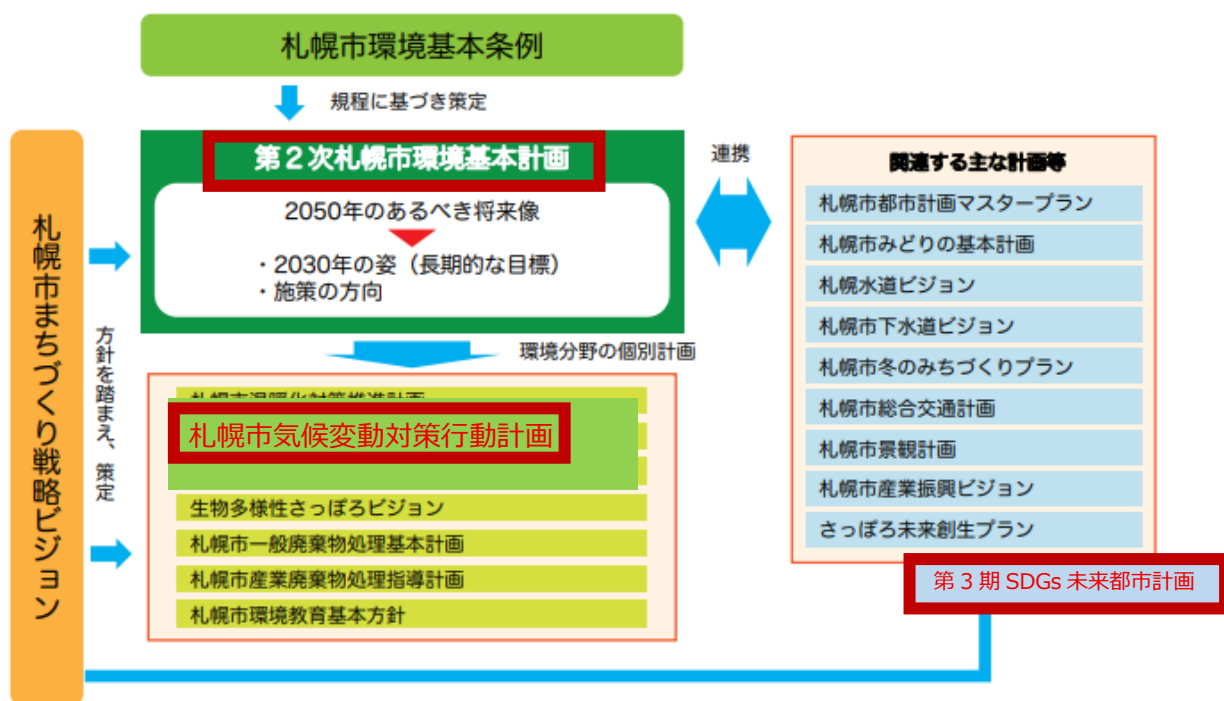
(出所) 札幌市

①札幌市が推進する環境施策・計画

札幌市は、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を最上位目標に掲げ、「環境首都・SAPPORO」の実現に向けたロードマップに沿って、以下の主要な重点計画を推進している。札幌市の環境施策は、最上位計画である本計画に基づき、気候変動に特化した「札幌市気候変動対策行動計画」が個別の実行計画として位置づけ、「第 3 期 SDGs 未来都市計画」とは「環境」を起点とした持続可能なまちづくりにおいて密接に連携している。なお、各計画の役割や範囲、関係性は以下のとおり。

第 2 次札幌市環境基本計画	札幌市環境基本計画は、札幌市環境基本条例に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画で、第 1 次計画（1998 年-2017 年）の終了後、札幌市及び地球規模での環境問題の解決や将来に向けた環境政策のさらなる推進を図るため、「第 2 次札幌市環境基本計画」（2018 年-2030 年）を策定した。
札幌市気候変動対策行動計画	札幌市では持続可能な低炭素社会の実現に向けた温室効果ガス排出量の削減を推進するための計画として、2015 年 3 月に「札幌市温暖化対策推進計画」を策定し、施策を進めてきた。計画策定以降、低炭素社会から脱炭素社会への動きが加速していることから 2021 年 3 月に「札幌市気候変動対策行動計画」を策定した。なお、当該計画は、「札幌市温暖化対策推進計画」、「札幌市エネルギービジョン」及び「札幌市役所エネルギー削減計画」を統合し、新たに気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」としても位置付けるものである。
第 3 期 SDGs 未来都市計画	2018 年に札幌市が内閣府から「SDGs 未来都市」に選定されたことを受け、持続可能なまちづくりをさらに推進するために策定された。人口減少局面で初めて策定された「第 3 期さっぽろ未来創生プラン」と連動し、都心の再開発促進、企業誘致、環境配慮型まちづくりを進め、持続可能な都市の実現を目指している。低炭素で健康的な都市開発と市民・企業の SDGs 参画促進を加速させることと、北海道という地域特性（寒冷地・積雪寒冷地）を活用した各種取組を進め、「寒冷地における環境都市」の世界モデルの構築を目指している。

図表 6 各計画の役割と範囲



（出所）札幌市

図表 7 第2次札幌市環境基本計画の5つの柱と他計画との関係性

第2次札幌市環境基本計画の5つの柱	札幌市気候変動対策行動計画	第3期SDGs未来都市計画
①健康で安全な環境の中で生活できる都市の実現	○	○
②積雪寒冷地に適した低炭素社会の実現	◎	
③資源を持続可能に活用する循環型社会の実現	○	
④都市と自然が調和した自然共生社会の実現	◎	
⑤環境施策の横断的・総合的な取組の推進	○	○

(◎：特に深くかかわる／○：深くかかわる)

②各計画の主な取組内容・目標・指標

上記の札幌市の各計画は、SDGsの視点を取り入れて、2050年のゼロカーボン実現と持続可能な都市運営を目指し、互いに密接に連携している。各計画の主な取組内容・目標・指標のほか、関連するSDGsは以下のとおり。

図表 8 各計画の主な取組内容・目標・指標



(出所) 札幌市の各種資料に基づき道銀地域総合研究所が作成

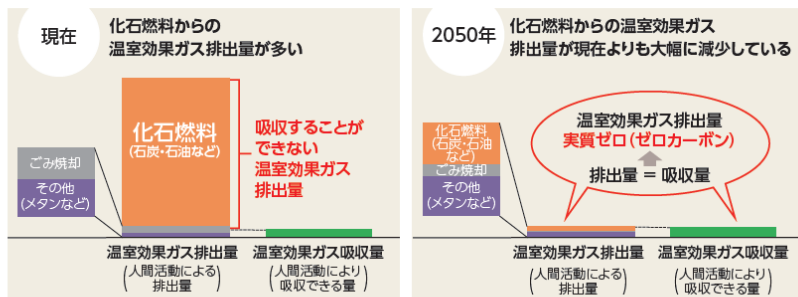
③札幌市が目標で掲げる「ゼロカーボンシティ」

札幌市は 2020 年 2 月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標としている。ゼロカーボンシティの実現に向けて、2030 年には温室効果ガス排出量を 2016 年と比べて 55%削減するという高い水準の目標を掲げている。「ゼロカーボンシティ」の実現に向けては、各種施策・計画を通じて、市民のライフスタイルの変革や市内事業者の脱炭素型経営への転換が必要不可欠である。

図表 9 「ゼロカーボン都市」の実現に向けた札幌市の目標

札幌市の目標

2050年目標:温室効果ガス排出量を実質ゼロとする(ゼロカーボン)



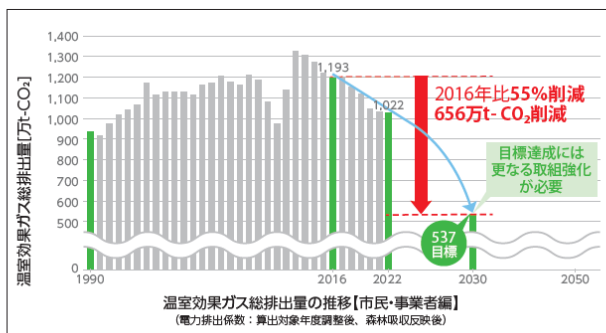
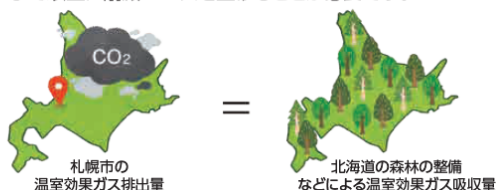
国の目標(2013年比46%削減)よりも高い目標

2030年目標:温室効果ガス排出量を2016年比で55%削減(2013年比で59%削減)

※札幌市気候変動対策行動計画(2021年3月策定)で目標を設定

市内では2022年の1年間で1千万トンを超える温室効果ガスが排出されました。これは道内の森林の整備などにより1年間で吸収する量に相当します。

2012年をピークに徐々に減少していますが、目標の達成には、エネルギーの有効利用と再生可能エネルギーへの転換を進め、これまで以上に削減ペースを上げることが必要です。



(出所) 札幌市「さっぽろ気候変動対策ガイドブック」

④企業の所在地において認識される社会的課題・環境問題への貢献

札幌市の上記の計画を基に、北海広葉木材の事業内容や社会貢献活動に照らし合わせると、以下のSDGs17の目標と主な取組内容等が認められる。特に木材は吸収したCO₂を固定化すること、鉄鋼やコンクリートに比べ製造過程の排出CO₂が少ないという特徴から、同社の事業拡大により木材の流通量が増えるほど、社会全体のCO₂削減へ貢献する。

また、前述のとおり、環境省の本事業のモデル企業として本ポジティブ・インパクト・ファイナンスを通じて脱炭素経営を加速するべく、GHG排出量の削減や植樹などの取組みも積極的に推進する。同社は自社内の取組みと事業拡大を通じて、札幌市が目標に掲げる「ゼロカーボンシティ」および本事業のモデル企業として十分に貢献していると考えられる。

北海広葉木材の 取組み・目標	各計画の指標・目標・取組み			札幌市が掲げる SDGs17の目標
	第2次札幌市 環境基本計画	札幌市気候変動 対策行動計画	第3期SDGs 未来都市計画	
■ GHG 排出量の削減 【目標】 GHG 排出量 10%削減 【取組み】 ハイブリッド車の導入 太陽光パネルの設置	積雪寒冷地に適した 低炭素社会の実現 【目標】 ・2030 年 GHG 排出量 1990 年比▲25% ・電力消費量のうち再生 可能エネルギー消費量を 30% 【取組み】 ①徹底した省エネルギー対 策の推進 ②再生可能エネルギー導 入促進 ③水素エネルギー活用	〔移動〕 移動の脱炭素化 【指標】 GHG 排出削減量 ▲132 万 t-CO ₂ 【取組み】 ①EV,PHV,FCV など環境 負荷の少ない自動車の 導入 ②エコドライブの実践	 【目標】 GHG 排出量 2030 年 537 万 t-CO ₂ (2016 年比▲55%) 【取組み】 ①札幌市の脱炭素化に向 けた都心の持続可能な まちづくり	       
■ 森林資源育成の取 組み 【目標】 累計植樹 4,000 株 【取組み】 栗山町における植樹	環境施策の横断的・総 合的な取組の推進 【目標】 ・多くの市民が本計画で目 指す「持続可能な都市」 について理解し、自ら行 動している。 ・北海道内の資源やエネ ルギーの地産地消を促進 するため、札幌市と道内自 治体をはじめ、様々な主 体による連携が普及して いる。 【取組み】 ①幅広い世代への環境教 育 ②環境側面からの経済振 興 ③環境保全活動を通じた コミュニティ活性化 ④道内連携・様々な主体 との連携			   

6. 北海広葉木材のサステナビリティ経営体制（推進体制、管理体制、実績）

北海広葉木材は、寺江代表取締役を最高責任者とし、事業活動とインパクトリーダー、SDGs との関連性について検討を重ね、取組内容の抽出を行っている。取組施策などは前段に記載した内容である。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、寺江代表取締役を最高責任者として、銀行に対する報告は高木経理部次長が担当する。全従業員が一丸となり、KPI の達成に向けた活動を実施し、社会的な課題の解決への貢献とともに持続的な経営を実現していく。各 KPI は前述の推進体制に基づき各部門が中心となって取組み、寺江代表取締役が統括し、達成度合いは高木経理部次長がモニタリングしていく。

このような推進体制を構築することで、地域における社会的課題や環境問題にも積極的に取組み、北海道内をリードしていく企業を目指す。

責任者	代表取締役 寺江 伸一郎
モニタリング担当者	経理部次長 高木 梢恵
銀行に対する報告担当者	経理部次長 高木 梢恵

7. 北陸銀行によるモニタリングの頻度と方法

上記目標をモニタリングするタイミング、モニタリングする方法は以下の通りである。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成及び進捗状況については、北陸銀行と北海広葉木材の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場などを通じて実施する。具体的には、決算後 5 か月以内に関連する資料を北陸銀行が受領し、モニタリングとなる指標についてフィードバックなどのやりとりを行う。

北陸銀行は、KPI 達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは北陸銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。また、モニタリングの結果、当初想定と異なる点があった場合には、北陸銀行は、同社に対して適切な助言・サポートを行う。

モニタリング方法	対面、テレビ会議などの指定は無し 定例訪問などを通じた情報交換
モニタリングの実施時期、頻度	少なくとも年 1 回実施
モニタリングした結果のフィードバック方法	KPI などの指標の進捗状況を確認しあい、必要に応じて対応策及び外部資源とのマッチングを検討

以上